

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	最低製造数量基準の緩和	都道府県	福島県
		提案事項管理番号	1010010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量(発泡酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p>

求める措置の具体的内容	発泡酒の最低製造数量基準 6,000 リッターを 1,000 リッターに緩和する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>特区が必要とされている背景</p> <p>中山間地域では、農業人口の減少、過疎、高齢化等により、耕作放棄地の拡大、里山の荒廃、ひいては地域活力と多面的機能の低下が深刻な問題となっており、地域活性化に資する付加価値の高い農業の展開が求められている。そのような状況の中、地域で活動するNPO法人「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」は、道の駅を拠点にしてブランド農産物の直売、農産物加工等付加価値の高い地域農業の確立を目指しているところである。また、昨年、地域内の遊休農地の解消に向け、国の補助を受け桑園等の遊休農地を開墾し、今年から新規就農者等による耕作が始まるところである。</p> <p>提案理由</p> <p>開墾した農地は痩せているため、麦・豆类栽培による土作りが重要な作業となっている。また、普通畑においても収量逓減、品質劣化を防ぐためにも野菜類の栽培だけでなく、麦・豆类の栽培、落ち葉等の里山資源を取り入れた輪作が望ましいとされている。しかしながら、麦・豆类の価格が安く農家所得につながらず、また、里山が荒廃しているため取り組まれていない。このため、農家自らが、輪作等で栽培された麦と里山保全により得られるカラハナソウからビール(法律上は発泡酒)を製造することにより、中山間地域における付加価値の高い持続可能な営農を目指す必要がある。</p> <p>小規模農家が農産加工として酒類の製造に取り組む場合、酒税法の最低製造数量基準(発泡酒:6,000 リッター)が設定されていることにより、過大な設備投資が必要となる等大きな障壁となっているため、特区においては、数量基準の緩和をお願いしたい。</p> <p>代替措置</p> <p>対象となる事業者が限定されること、発泡酒やビールは製造工程が複雑なため密造に懸念が少ないこと、密造が違法であることが社会的常識として広まっていることから規制緩和による密造の横行の懸念はな考えている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局に</p>			

よる実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。

現行の対象酒類(果実酒、リキュール等)は、比較的簡易な設備で製造可能なものであるが、発泡酒については、提案者のご指摘のとおり、対象酒類に比べ製法が複雑であり、一定の設備が必要となること等を勘案して、対象酒類とされていないものである。

なお、自ら生産した麦等を原料とした発泡酒を販売したいというご提案であれば、例えば、既に全国各地に存在している「地ビール」「地発泡酒」の製造業者に自ら生産した麦等を提供し、製造委託することは可能である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右の提案主体の意見及び現在認められている対象酒類があることを踏まえ、発泡酒への特例の適用について再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

酒税確保、密造防止は重要と認識しており、確実な納税、密造防止に配慮している。採算については、一仕込毎に利益が出るよう計画しており 1,000L 製造でも納税は十分可能である。密造については、先行する特区において密造が横行していない事実から、提案の特区ができて問題ないとする。

回答では、「一定の設備が必要となること等を勘案して、対象酒類とされていない」とあるが、その一定の設備を設置できる農家に対して発泡酒も対象酒類として頂きたい。尚、原料供給ではなく自ら加工・流通に関り付加価値を付けることが6次産業化の要であることから委託製造については検討していない。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類(果実酒、リキュール等)が限定されているところである。

ご提案の発泡酒については、現行の対象酒類に比べ製法が複雑であり、一定の設備が必要となることから、相応の製造コストがかかると見込まれること、また、近年の「地発泡酒」を取り巻く環境が厳しいこと等を勘案すれば、発泡酒の最低製造数量基準を緩和することは、酒税の保全上問題があると考えている。

なお、「地ビール」「地発泡酒」の製造業者に自ら生産した麦等を提供し、製造委託することは可能であり、こうした方法によっても付加価値を付けることは可能ではないか。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体の意見及び補足資料を踏まえ再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

こちらの説明不足で、この度の提案の趣旨がご理解頂けていないようなので改めてご説明させていただきます。

この度提案させて頂いている発泡酒の最低製造数量基準の緩和についてですが、製造数量基準が6,000L から1,000L へ緩和されることにより、小型醸造機器による製造が可能となり、設備・施設等への初期投資を抑え、販売・在庫管理コストを低減させることができ、農家が農産加工として取り組むことができるようになって考えております。

提案に当たり、どうすれば採算が取れるか、確実に酒税を納めることができるかを検討しました。その結果、最低製造数量基準が1,000L なら、農家が農産加工として無理なく取り組み、かつ採算が合うと判断されたので、最低製造数量基準の緩和を提案させて頂きました。

この度の提案は、中山間地域における持続的な営農の確立という地域の要請により提案されたものであり、改めてご検討いただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては補足資料をご参照下さい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

酒税の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。

この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。

ご提案の発泡酒については、前回の回答で述べたとおり、相応の製造コストがかかると見込まれることや近年の「地発泡酒」を取り巻く環境が厳しいこと等を勘案すれば、ご提案の醸造設備により製造することを前提としても、発泡酒の最低製造数量基準を緩和することは、酒税の保全上問題があると考えている。

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「趣味のさけ 手づくり特区」の新設 酒類の製造免許の要件緩和	都道府県 提案事項管理番号	大阪府 1011010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項 酒税法第10条第12号
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量(清酒は60キロリットル、その他の醸造酒は6キロリットル、ビールは60キロリットル、果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>酒類の製造免許の申請があつた場合において、当該申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合は、税務署長は、酒類の製造免許を与えないことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特区内では、誰もが、どこでも自由に酒づくりを楽しむことができるようにするため、酒税法第7条第2項の数量規定を適用しないこととする。また、酒税法第10条12項の技術的能力及び製造設備についての基準を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>「趣味のさけ 手づくり特区」では住民や旅行者など誰もが、自宅や研修施設などどこにおいても、自由に酒づくりを楽しむことができる。酒の酒類は清酒、どぶろく、ビール、ワインとする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1) 新奇性で需要開発と町おこし 「酒は飲むだけでなく作ることもできる」 「自分で作った酒を皆で飲むことができる」 これは今日思いもしない驚きであり喜びである。新奇性のインパクトは新たな需要を呼びおこし、町づくりや村づくりの核となる。</p> <p>(2) 活動拠点「手づくりさけプラザ」 このプラザの中心は「手づくりさけ工房」である。ここではいろいろな酒を実際に作ったり、作り方を学んだり実験したりする。工房に隣接して研修、ミーティングルームもあり、また手づくりの原材料や道具、本や雑誌を展示、販売するブースも設置されている。</p> <p>(3) 手づくり教室と発表会 「どぶろく」「清酒」「ビール」「ワイン」の4コース各1週間の手づくり教室で作り方を学び、隔月1回の作品発表会で飲み比べして出来ばえを楽しむ。</p> <p>(4) 祭の日の「手づくりさけフェスティバル」 年1回地域の祭礼時に神社の境内などで開催する。奉納した手づくりの神酒を振舞い、また地元飲食店や小売酒店の協賛により肴や市販酒を有料販売して祭ムードを高める。</p> <p>(5) 関係者との連繫については項目のみを掲げる。地方自治体とくに広報、町おこし、観光など。酒造会社やどぶろく特区の製造技術者。酒蔵、空き店舗、作業場、古民家。神社、小売酒店、料飲店。醸造試験場や酒類指導官。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>酒類の製造については、酒税の保全を図る観点から、①製造者から公平に酒税の負担をお願いする必要があること、②その際、一定の規模の製造を求めることにより、滞納の発生を防止する必要があること等を勘案して、目的の如何を問わず免許制を採用し、その免許の付与にあたっては、最低製造数量基準を満たすこと等を要件としており、自家消費目的の酒類製造を含め、酒類の小規模製造は原則として認めていないところ。</p> <p>ご提案の「趣味の酒づくり」が地域の活性化にどのようにつながるのか明らかではないが、酒類の製造を誰に対しても自由に認めることは、採算が取れない小規模製造者の増加により滞納の発生等のおそれがあるほか、納税者が多岐にわたり適正かつ確実な課税が困難となるとともに、膨大な税務執行コストが必要になる等の問題があり、困難であると考えている。</p> <p>また、技術的能力や製造設備については、保健衛生面や環境面等の観点からも必要な要件であると考えている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省回答において、酒税の保全を図る観点から酒類の小規模製造は原則として認めないとのあるが、本提案の主旨は、製造免許を取得し、酒税相当額を納税することを前提としたものである。右の提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>「趣味の酒」はホビーであり収益や採算を問う経済活動ではない。しかし本提案書では現行法のもとで酒税保全が確実にできるように設計した。すなわち「趣味の酒」を作るには製造免許を取得し酒税(ライセンス料)を前納しなければならない。ライセンス料は見なし製造の酒税相当額と手数料を合算して妥当な額を設定する(例えば製造量 18 リットル以下のライセンス料は 5 千円、90 リットル以下は 1 万円のように)これによって滞納の発生、納税者の捕捉、税務コスト増などの問題は完全にクリアできる。また地域の活動家の中には本提案の構想に期待する向きが多い。その中から(A)限界集落化する小部落と(B)杜氏経験者の集住地区を取り上げて紹介する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>製造免許の要件を緩和して、事実上、酒類の製造を誰に対しても自由に認めることは、前回の回答で述べたとおり、採算が取れない小規模製造者の増加により滞納の発生等のおそれがあるほか、納税者が多岐にわたり適正かつ確実な課税が困難となるとともに、膨大な税務執行コストが必要になる等の問題があり、困難であると考えている。</p> <p>なお、酒税は、酒類の製造者とその製造場から移出したときに、移出した酒類の数量に対して課税することとされているため、ご提案のライセンス料方式を「趣味の酒」についてのみ採用した場合には、他の酒類との間で税負担の不均衡を招くとともに、仮に、ご提案のような前納方式を採用したとしても、適正な課税を担保するために製造数量や用途の把握が必要となることから、いずれにしても税務執行コストが増大する等の問題が生じることになる。</p> <p>いずれにせよ、課税制度の見直しについては、特区の提案とはなり得ないものと考えている。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>右の提案主体の意見及び補足資料を踏まえ再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<p>「回答」に対する以下の疑問に教えてください。1.いわゆる地ビールの解禁、どぶろく特区以後の小規模業者増加による滞納の発生状況。2.同じく税務コストはどの位増加したか。3.同じく密造件数はどの位増加したか。4.回答中に、「他の酒類との間で税負担の不均衡を招く」とあるが趣味の酒に限らず著しい不均衡を避けるのは当然のこと。所管省庁では常に研究を重ねておられる筈だが。5.回答において、前納ライセンス制を採用しても尚かつ数量や用途の把握が必要とされているが数量オーバーや密造や販売は法律違反であり一罰百戒的に厳しく取締るべき。特区内でも安全運転等と合わせ法令遵守を徹底す</p>			

る。従って数量や用途の把握は不必要。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

ご提案の内容は、「特区内で誰もがどこでも自由に酒づくりを楽しむことができるようにするため、酒税法第7条第2項の数量規定を適用しないこととする。また、酒税法第10条第12号の技術的能力及び製造設備についての基準を緩和する」と理解している。

ご提案の「特区内で誰もがどこでも自由に酒づくりを楽しむことができるようにするため」酒類の製造免許の要件を緩和することは、前回までの回答で述べたとおり、酒税の保全上等の観点から問題があると考えており、困難である。

また、ご提案の「ライセンス料方式」についても、前回の回答で述べたとおり、「税負担の不均衡」、「税務執行コストの増大」等の問題があると考えている。いずれにしても、このような課税制度に関するものは、規制には当たらず、特区の対象とはなり得ないものと考えている。

なお、ご質問の滞納状況等については、国税庁にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご参照いただきたい。

・<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/chousyu2008/choshu.htm> 2 国税滞納

・<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sonota2008/sonota.htm> 4 間接国税犯則事件

また、「どぶろく特区」に関しては、平成20年3月に構造改革特別区域推進本部において評価が行われているので、構造改革特別区域推進本部ホームページをご参照いただきたい。

・http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka_chousa.html【評価・調査委員会の意見を踏まえて本部で決定された対応方針等】、【評価・調査委員会から本部に提出された評価意見等】

・<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka/chousa/tiikibukai04/gijisidai.html> 資料2-3特定事業番号707の関連資料)

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「貨幣損傷等取締法」の適用除外による手品用コインの制作認可	都道府県	岡山県	
		提案事項管理番号	1012010	
提案主体名	有限会社クライス			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	貨幣損傷等取締法
制度の現状	<p>法律上、貨幣を損傷し又は鋳つぶすことは禁じられている。また貨幣を損傷し又は鋳つぶす目的で集めることも禁じられており、これらに違反した場合には、1年以下の懲役等の罰則が適用される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを作ることを可能とする。手品用コインであることが認識出来るような一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法」の適用をしない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現状の規制について： 「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工し、手品用コインの製造をすることが禁止されている。ただし、一度製作されたものを取り締まる法律は無い。また、紙幣を加工して手品用紙幣を製作することは、禁止されていない。</p> <p>過去の経過： 平成19年に同様の提案をしました。その時は、「貨幣損傷等取締法」の法律により、「偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保している」との回答を得た。</p> <p>提案理由： ○管理体制を整えた上で手品用コインを製造すれば、偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準で確保することが可能である。具体的な管理体制としては、以下が考えられる。</p> <p>1)手品用コインには、レーザーマーカ等で、印を付ける。 2)その印を元に、日銀、造幣局で簡単に識別が可能となる。</p> <p>○マジック用コインは現行のコインを加工して製造するため、価格がコインの額面より高くなる。そのため、購入した人が流通の目的でマジック用コインを使用することは無い。</p> <p>○今回製造を考えているマジック用コインは、流通させることが目的ではない。また、紛失・遺失等の原因により第三者に渡ったとしても、目視または機械での識別は容易であり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうことはない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>1 貨幣損傷等取締法(以下、取締法という。)は、貨幣の損傷、鋳つぶしが一般的に是認され、大量に行われる場合には、流通取引を阻害し、貨幣制度の維持をも困難とする事態もありうることから、これを未然に防止する必要等があるために設けられた法律です。</p> <p>2 提案では「管理体制を整えたうえで手品用コインを製造すれば、(略)通貨の信頼を損なうことはない。」とありますが、</p> <p>① 提案の特例措置を講じることにより、今後全国において同様の手品用コインの加工や他の工芸品への加工についての提案も容易に想定され、貨幣の損傷、鋳つぶし等が様々な態様で大量に行われるおそれがあり、取締法に基づく貨幣の損傷、鋳つぶしの未然の防止の必要性から適用の例外とすることは不適當であること。</p>				

② 提案では、具体的な管理体制としてレーザーマーカ等で印を付け、その印を元に、日本銀行、造幣局で簡単に識別が可能となるとのことですが、これにより手品用コインが直ちに法律上貨幣として無効となる訳ではなく、結果として手品用コインその他工芸品等が市中に流通することになり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうという問題があり、また、刻印を入れた貨幣を法律上無効としても、一般の国民が日常の取引において様々な態様で貨幣を取り扱う中で、当該無効の貨幣と通常の貨幣（損傷した貨幣を含む）とを識別し、その取引上の効力の差異を含め明確に区別することが困難な事態も生じると考えられ、結果として、加工した貨幣が流通取引を阻害する要因となるおそれがあること。

から、これらの問題があることを踏まえれば、貨幣の損傷等を認める特例措置を講じることは不適當です。

3 なお、近年、都内在住のマジックショップ経営者等がマジック用コインとするための材料として貨幣を損傷する目的で集めた行為等について、貨幣損傷等取締法の適用が争われた東京地方裁判所での判決（平成19年（わ）第76号）において、「同法は、日本国政府発行の貨幣に対する信用を維持し、その円滑な流通を確保するとの観点から（略）現在においても、なお一定の存在意義を有しているというべきである」と判示され、有罪となっているところです。（被告人のうち、控訴、上告した者についても、最高裁において上告が棄却（平成21年12月9日）され、一、二審判決が確定。）

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

貴省回答において、一般の国民が当該無効の貨幣と通常の貨幣を区別することは困難であるとのことだが、すでにお示した外国硬貨による見本のように、一般国民が明らかに区別できるとされる加工に限定し、製造者や所有者を明確にする等の要件を課して管理することにより、貨幣に対する信頼を維持できるのではないかと。右の提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

○他の工芸品への加工についての提案も想定される事について。

手品用コインは、加工された部分を一般の人に見せるものではありません。手品用コインの製造を認可しても、他の工芸品も同様に認可すべきものではありません。

○加工した貨幣が流通取引を阻害するおそれがあることについて。

日本円硬貨の手品用コインは、数十年前から、国内で生産されたり、海外から輸入され、すでに万単位で存在しています。このことにより流通取引の阻害が、たくさん発生しているのでしょうか？

○「裁判で、貨幣損傷等取締法は、存在意義を有している」ことについて。

硬貨の素材金属を得るため、鋳潰しなどの横行を防止する目的は、存在意義があるとおもいます。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

1. わが国は、諸外国と比べ貨幣の偽造等が少なく、国民の通貨に対する信頼は極めて高いものと考えます。このため、仮に現物の貨幣での手品用コインの製造を容認した場合、通貨当局としては、貨幣の加工品が出回ることを法令等に明記するとともに、偽造通貨と同様、国民経済に混乱を招かないようにするために、全ての国民の皆様に認知頂くような広報活動を実施する必要が生じます。したがって、一部の者しか知らないという状況にならないよう、政府として相応の費用をかけて法律改正及び広報に努めることとなります。

2. 「手品用コインのみ製造を認可しても、他の工芸品も同様に認可すべきものではありません」とのことですが、他の工芸品と区別し、手品用コインだけを例外的に容認する理由が見当たりませんので、この点については議論が成立しないものと考えます。

3. 国内において製造・販売されているとのことですが、仮に国内にこうしたコインが存在しているとの理由をもって、違法性が阻却されるものではありません。損傷等の事実が判明し、確認され次第、取締りの対象となり得ますので、そのような事実をご存知であるならば、お近くの警察に通報頂くよう、ご協力願います。また、近時、手品用と見られるコインを支払いに使用したという悪質な事件が発生していることから、流通取引の阻害は現実には起こっているものと考えます。

4. 一部の者にとって損傷等の量が少量であったとしても、国内全体の視点からすれば大量な損傷等につながる可能性が大きく、貨幣の円滑な流通を阻害する要因となるものと考えます。
5. 前回の解答にもあるように、都内在住のマジックショップ経営者等がマジック用コインとするための材料として貨幣を損傷する目的で集めた行為等について、貨幣損傷等取締法の適用が争われた東京地方裁判所での判決(平成 19 年(わ)第 76 号)において、「同法は、日本国政府発行の貨幣に対する信用を維持し、その円滑な流通を確保するとの観点から(略)現在においても、なお一定の存在意義を有しているというべきである」と判示され、その後、最高裁において上告が棄却され、一、二審判決が確定していますので、同法は鑄つぶしの防止のみならず損傷についても存在意義を有していると判断されています。
6. 貨幣は単なる金属加工品ではなく、国民の経済活動の円滑化のために、国民の皆様から頂いた税金等の一部を使用して製造しておりますので、大切に扱って頂きたいと考えます。また、手品には貨幣を使用せずとも、他のメダル等を使用するなどの代替手段をご検討頂くことが適当と考えます。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域の特産物である海産物(水産加工食品)を用いた酒類の製造免許に係る要件緩和	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1020010	
提案主体名	佐渡市			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特区の特例措置において、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を取得した場合には、一定の条件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げられているが、地域の特産物は農産物に限られている。</p> <p>離島である本市の特産物としてはワカメが伝統的であり、現在干しワカメを使用したリキュールの研究に取り組んでいる。</p> <p>海産物(水産加工食品)においても、農産物と同様に一年間の製造見込数量が一定量に達しない場合の要件緩和を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市は今後10年間の市の歳出規模の縮小による地域経済への影響が懸念される中、昨年12月に「佐渡市将来ビジョン」を策定し、歳出・歳入一体改革と併せて、佐渡の「強み」を活かし、地域経済を活性化させるための成長力強化戦略を定めた。</p> <p>佐渡の活性化実現に向け、国際保護鳥「トキ」をシンボルとして、「山～川～田(里山)～生き物～海」の循環型社会の構築を付加価値とした農林水産物等の販売につながる仕組みづくりに取り組んでいるが、島内の漁業事業者は、平成15年から20年の間に約300人も減少し、水産業施策の取組における課題の一つとなっている。</p> <p>このような中、島内のNPO法人が中心となり、岩海苔やサザエと並び、伝統的・代表的な特産品である佐渡ワカメを使った干しワカメのリキュール研究に取り組んでいる。</p> <p>過疎・高齢化により漁業事業者の減少が加速する中、佐渡の強みである「海」を活かした取組を支援することにより、水産業、地域の活性化を目指す。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>提案のご趣旨が、民宿や飲食店等における海産物を用いた自家製リキュールの提供ということであれば、自己の営業場において飲用に供するため、課税済みの蒸留酒類と他の物品との混和をする場合には、一定の要件の下、酒類の製造とみなさない特例措置が講じられており、製造免許を取得することなく、地域の特産物を用いた自家製リキュールの提供が可能であることから、まずはこうした制度の活用についてもご検討いただけたらどうか。</p> <p>(注)酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性の観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことか</p>			

ら、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案は 709 特産酒類の製造事業の拡充提案であり、自己の営業場での提供のみならず、小売販売等も念頭に置いたものである。右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。なお、実現不可とするのであれば、回答にあたって、原料を農産物に限定する合理的な理由を回答されたい。			
提案主体からの意見			
民宿や飲食店等における提供については、モニタリング調査として実施を計画しており、そうした段階も踏まえつつ、佐渡の海産物を活かした特産品としての流通を実現したい。			
本提案は、急速に進む過疎・高齢化や人口減少による集落機能の崩壊、地域全体の活力が失われつつある現状を打開する一つの方策として、トキが舞う島、周囲が約 280km に及ぶ変化に富んだ海岸線、生物の多様性の高さ、美しい景観など、佐渡の自然の持つ環境のイメージを重ねた商品開発が必要であり、特に海産物を活用した地域産業の活性化を計画しているものである。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類(果実酒、リキュール等)が限定されているところである。			
このうち、リキュールについては、酒類と特区内で生産された農産物を原料としたものが特例の対象とされているが、使用できる原料が農産物とされているのは、①農産物を原料としたリキュールは、既に多種多様なものが製造されており、農産物はリキュールの原料として適したものであると認められること、②酒類に農産物を直接混和することにより、簡易な設備で容易にリキュールを製造できること、③農産物は生産された地域を特定することが比較的容易であること等の理由によるものである。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。また、ワカメや昆布のように、すでに清酒や焼酎において商品化されているものであり、生産地や生産者の特定が比較的容易なものに限定することで、貴省の懸念事項は払拭することができるが、改めて検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
本提案は、周囲が約 280km に及ぶ変化に富んだ海岸線、生物の多様性の高さ、美しい景観など、佐渡の自然の持つ環境のイメージを重ねた商品開発を検討しているものである。農産物のように他の地域で栽培されている多種多様なものの製造では、離島地域としての特色が出せない。海に囲まれた離島の特色を活かすための、新しい原料として注目しているものであり、海産物の特定も地域と連携する中で比較的容易に特定できるものである。また簡易的な設備での直接混合する点では、農産物との差異はない。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
前回の回答で述べたとおり、リキュールについては、酒類と特区内で生産された農産物を原料としたものが特例の対象とされているが、使用できる原料が農産物とされているのは、①農産物を原料としたリキュールは、既に多種多様なものが製造されており、農産物はリキュールの原料として適したものであると認められること、②酒類に農産物を直接混和することにより、簡易な設備で容易にリキュールを製造できること、③農産物は生産された地域を特定することが比較的容易であること等の理由によるものである。			
これらの点を踏まえれば、海産物を原料とするご提案については、①農産物を原料とする場合の製造工程や製造コストとの			

差異、②海産物の生産地の特定のあり方などの論点につき、十分かつ具体的な検討が必要になると考えられる。

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	航空機騒音緩衝地域の土地について、市町村の無償自由使用を可として有効活用するための規制緩和	都道府県	宮城県	
		提案事項管理番号	1026010	
提案主体名	東松島市			

制度の所管・関係府省庁	財務省 防衛省
該当法令等	国有財産法第18条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第11条
制度の現状	<p>周辺財産については、国有財産法、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、地方公共団体に対しては、無償使用許可を行っている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条及び同法律施行令第11条に基づく、地方公共団体に「無償で使用させることができる」土地の用途について、現行では「①広場、②花壇、③種苗を育成するための施設、④駐車場、⑤消防に関する施設、⑥公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設」に限定されているが、施行令第11条に定める施設の指定を緩和し、市町村の裁量に応じた自由使用とするように願いたい。</p> <p>また、「国有財産法」、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(通達)」による、使用許可期間等の制限についても規制緩和を願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地は、航空機騒音の緩衝地帯として、必要不可欠であるが、使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択肢が非常に狭くなっている。また、民間から国が買入れる土地は年々増加しており、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代替的性格を有するとされている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。 ・国にとっても、緑地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余儀なくされている。 ・土地の使用については、法の趣旨に基づく緩衝地帯としての機能を妨げない「スポーツ施設」や、将来的には「農業生産施設」としての活用など、市町村の裁量により自由に使用できるとし、限りある国土の有効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条に係る使用許可については、法令の規定に基づく無償使用であることから(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条参照)、使用許可期間を5年とすることができる。また、使用許可の相手方は当該地方公共団体に限られることから、「公募になじまないと判断される場合」に該当すると考えられるところ、必要に応じ「5年を超えて更新を行うこと」が可能である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる 請負契約に関する見積り期間の例外化	都道府県 提案事項管理番号	福島県 1028010
提案主体名	福島県		

制度の所管・関係府省庁	財務省 国土交通省
該当法令等	予算決算及び会計令第 74 条
制度の現状	<p>予算決算及び会計令第 74 条の規定に基づき、契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならないとしている。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>建設業法施行令第6条における建設工事の見積り期間に関する規定及び予算決算及び会計令第74条の入札の公告期間の規定から、「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」を例外化する。</p> <p>また、これに伴い「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」については、当初契約時点での請負代金を契約書に記載せず、精算払いを認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>災害復旧等の緊急対応に係わる建設工事の契約手続き期間を短縮することで、発災後の即応性を高め、大規模な復旧作業の着手を迅速化して、住民生活の早期復興と防災力の向上を目的とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>近年、地球温暖化による気候変動の影響によると見られる局地的短時間豪雨の発生件数が増加傾向にあり、水災害に加え、土砂災害発生リスクが高まっている。</p> <p>加えて、東海地震や宮城県沖地震などのように、30年以内の大規模地震の発生確率が 80%を超えることと評価されていることから、防災対策に加え、災害に即応できる復旧体制を確立することが急務となっている。</p> <p>その取組として、民間との応援協定(無償)締結を進めているが、被災規模が甚大な場合、無償協定での対応には限界があることから、緊急に建設工事契約を締結しようとした場合、これら規定が障壁となり、発災後の迅速な復旧作業を妨げているため。</p> <p>(参考)</p> <p>以下の規定により、緊急時でも建設工事の契約に際し、5日間の見積り期間が必要となっている。</p> <p>予決令第74条「～ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。」</p> <p>建設業法施行令第6条「～五日以内に限り短縮することができる。」</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>予決令は、国が契約を行う場合を対象としており、地方公共団体が契約を行う場合は対象外であり、その場合には、地方自治法、建設業法その他の関連法令の定めに従うこととなる。</p> <p>なお、国が行う契約については、不特定多数の者により公正な競争を実現するため、一般競争に付することを原則として、通常は 10 日間、急を要する場合においても5日間の公告期間を設けることとしているが、災害等緊急の必要により競争に付すことができない場合においては会計法第 29 条の3第4項の規定により随意契約によることができることとしている。</p>			

また、国が行う契約において、政令の定めにより契約書の作成を省略することができる場合（予決令第100条の2）には省略が可能であるが、財政統制の観点から、金額の無制限な債務を負担することは認められないため、契約金額を定めない契約をすることはできない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体の意見を踏まえ、国の行う契約について、事後契約等の緊急契約の締結について再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>予決令が地方公共団体の行う契約に適用されないことは、了知しているところである。</p> <p>応急復旧等の緊急契約については、当県でも独自に検討を進めているところであり、同一地域内にあって、発注（行政）機関の内規等の違いによって、その応急復旧対応に差異が生じることは、被災住民の視点から考えた場合に、望ましい状況であるとは考えにくい。</p> <p>国土交通省から建設業法では、事後契約を許容している内容の回答があったが、国や自治体の契約では、会計法や地方自治法によって、事後契約を容認していないものと捉えている。住民生活に直結した出先機関を有する立場から、事後契約をはじめとした災害発生時の緊急契約の締結方法について、国として何らかの方針を示すことを検討いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>予決令は、国が契約を行う場合を対象としており、地方公共団体が契約を行う場合は対象外であり、その場合には、地方自治法、建設業法その他の関連法令の定めに従うこととなる。</p> <p>なお、国が行う契約については、不特定多数の者により公正な競争を実現するため、一般競争に付することを原則として、通常は10日間、急を要する場合においても5日間の公告期間を設けることとしているが、災害等緊急の必要により競争に付すことができない場合においては会計法第29条の3第4項の規定により随意契約によることができることとしている。</p> <p>また、国が行う契約において、政令の定めにより契約書の作成を省略することができる場合（予決令第100条の2）には省略が可能であるが、財政統制の観点から、金額の無制限な債務を負担することは認められないため、契約金額を定めない契約をすることはできない。</p> <p>なお、いわゆる防災協定として、建設業者が地方公共団体との間で、災害時において地方公共団体の要請により応急復旧工事を実施すること、当該応急復旧工事の費用負担に関する合意内容（地方公共団体が負担する等）等を事前に包括的に定め、事後遅滞なく具体の請負契約を結ぶこととしている場合があるが、このような運用を否定するものではなく、緊急時においては請負代金に関して実質的な当事者間の合意があれば、契約書面の交付が事後になることも許容される。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
再検討要請に係る回答について、仮に建設業者と国の出先機関との間で協定を結び、請負代金に関して実質的な当事者間の合意があった場合についても事後契約が可能かどうかについて、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
災害の応急復旧のため、国と建設業者との間で締結される契約については、契約書面の交付が事後になることにつき正当又は合理的な理由があれば、直ちに法令に抵触するものではない。			

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720070	プロジェクト名	簡易固体発酵法と製造物カスケード利用によるコメエタノール事業化プロジェクト	
要望事項 (事項名)	米エタノールの工業用アルコール要件の緩和	都道府県	岩手県	
		提案事項管理番号	1038010	
提案主体名	奥州市、農事組合法人アグリ笹森、株式会社まちづくり奥州			

制度の所管・関係府省庁	財務省 経済産業省
該当法令等	アルコール事業法第2条第1項
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に関し、当該米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第2条第1項に基づくアルコール(工業用アルコール)として認めるよう措置されたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が5,808ha(全水田の36.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成16年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げするため、平成18年度より粳つき発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付けを始めている。</p> <p>一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難との結論に至っている。</p> <p>このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60~80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消毒用アルコールの主たる需要帯である70~80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。</p> <p>工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。</p> <p>このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われないことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
ご提案の内容は、アルコール事業法の適用に関するものであると考えられる。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。あわせて、酒税法に抵触しない不可飲措置を施した、飲用とならないアルコールとは、どのように処置されたものであるか、具体的に示されたい。

提案主体からの意見

今回の提案は、90度未満のアルコールを工業用アルコール(飲用でないもの)利用したいというものである。

今回の回答では、飲用を目的としない場合であれば飲用が可能であっても、酒税法の規制はかからないという認識でよいのか。

また、酒税法の規制(許認可等)がかかる場合、製造する米エタノールに不可飲措置を施す(法第44条第3項対応)ことによって、酒税法の規制がかからなくなるという理解でよいのか。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

E

「措置の内容」の見直し

アルコール分1度以上の飲料又は薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるものについては、アルコール事業法の適用を受ける場合を除き、酒類として酒税法が適用される。

なお、ご意見にある酒税法第44条第3項は、酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合に酒類として飲用することができない処置を施す場合の規定であることから、ご提案のケースには当てまらないと考えられる。

いずれにせよ、酒税法の適用に関する具体的な取扱いについては、税務署でお問い合わせいただきたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

今回提案する米原料のエタノールについても、アルコール度数に係らず飲用できない処置を施した場合、酒税法の適用外であるという認識でよいのか。

もしそうであれば、このような場合の不可飲処置の基準等はあるか。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

E

「措置の内容」の再見直し

前回の回答で述べたとおり、アルコール分1度以上の飲料又は薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるものについては、アルコール事業法の適用を受ける場合を除き、酒類として酒税法が適用される。

ご提案の米原料のエタノールに不可飲措置を施すとしても、米原料のエタノールが酒類に該当する場合には、酒税法が適用される。

酒税法の適用に関する具体的な取扱いについてご不明な点があれば、税務署にお問い合わせいただきたい。

いずれにせよ、ご提案の内容は、アルコール事業法の適用に関するものであると考えられる。

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720080	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	開発予定地内の未利用国有地の売買額の弾力的運用	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1047040	
提案主体名	見附市			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	財政法第9条 予算決算及び会計令第80条
制度の現状	<p>国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない(財政法第9条)。</p> <p>予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない(予算決算及び会計令第80条)。</p>

求める措置の具体的内容	<p>優良な宅地開発とするため、開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地のみが未開発地とならないように、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>市街地の開発予定地に国有地が含まれているが、田(現状地目)の鑑定評価額が高額(10a当たり約1130万円)で、その後行なわれた隣地の売買価格(10a当たり約605万円)と著しい格差が発生している。このため、国有地の購入が進まず、一体開発(穴抜きの開発)ができずに、優良なまちづくりに影響が出ている。このことから、例えば一定規模(1ha など)の開発においては、周辺地権者と同等額で国有地を売買するなど、国有地売買額の弾力的な運用を望む。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>国有財産の売却に当たっては、個々の財産の実情を踏まえ、適正な対価となるよう不動産鑑定士から鑑定評価額を徴し決定している。不動産鑑定士の鑑定評価作業の中で取引事例に個別の事情等がある場合には、これを踏まえ適正に補正した上で評価額に反映しているところである。</p> <p>当該国有地の鑑定評価額は不動産鑑定士の鑑定評価に基づいた適正な価格であり、鑑定評価の後に行われた売買の実例と比較することは適当ではないと考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
提案主体からの意見	

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720090	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	市町村への譲渡に係る国有財産法の弾力的運用	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1047120	
提案主体名	見附市			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	財政法第9条 国有財産法第28条 国有財産特別措置法第3条、第5条
制度の現状	<p>国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない(財政法第9条)。</p> <p>地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合又は財産の管理費用を負担した場合には、譲与又は減額譲渡ができる。</p>

求める措置の具体的内容	市が実施する地域再生のための施設利用について、国有財産法の弾力的運用をお願いする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>市が考える地域再生のための施設利用計画においても譲与等優遇対象施設なるように、国有財産法の譲渡について弾力的な運用をお願いする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>旧新潟地方法務局見附出張所は、市役所の隣接に位置し、平成20年に国出先機関の統廃合により空家となっている。本施設を有効利用することで、市街地環境の向上を図り地域再生のための拠点施設としたい。</p> <p>現行法では、優遇対象施設が具体的に示されており、まちづくりや地域再生のための施設として計画した場合は、優遇措置が受けられないため、市及び市民の財政的負担が大きくなる。弾力的な運用をお願いする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>普通財産を譲渡する場合には、代金(時価)を徴収することが原則であり、無償又は減額とすることは、財政法第9条の規定により、法律に特別の定めがなされた場合にのみ例外的に認められており、国有財産法等において限定的に規定されている。</p> <p>本件財産は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画に掲げられている財産であることから、優遇措置を適用せず、全面積を時価売却することが制度上必要であり、優遇措置の弾力的運用を行うことは困難である。</p> <p>なお、特区、地域再生に係る提案については、今般の「特区、地域再生集中受付」募集要項において、「単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象となりません。」とあり、本提案は検討要請の対象とはなり得ない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720100	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	国際コンベンションに参加するために入国する者の	都道府県	大阪府	
	入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	提案事項管理番号	1057031	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 財務省 国土交通省
該当法令等	なし
制度の現状	<p>国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りについては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対してはその立入りを認めていない。</p> <p>なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
----------	-------	---	-------	---

国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が期待できるが、Sibos2012 のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE 誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入り者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものであり、諸外国の空港においても立入り者を厳しく制限しているところである。</p> <p>このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理及び密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。</p> <p>ただし、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めているところである。</p> <p>なお、民間主催の国際会議の場合においても、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保が確実にできることを前提に、国際会議の規模、他の旅客への影響などを勘案して、送迎のための立入り者について個別に検討することとするので、事前に関係省庁に相談いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-

07 財務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0720110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国際コンベンションに参加するために入国する者の	都道府県	大阪府
	入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	提案事項管理番号	1066071
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	法務省
	財務省
	国土交通省
該当法令等	なし
制度の現状	<p>国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りについては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対してはその立入りを認めていない。</p> <p>なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>Sibos2012 等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。</p> <p>②問題点</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>③解決策</p> <p>大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>世界最大規模の国際金融関係会議である Sibos2012 の地元への経済波及効果は約 100 億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE 誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入り者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものであり、諸外国の空港においても立入り者を厳しく制限しているところである。</p> <p>このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理及び密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。</p> <p>ただし、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めているところである。</p> <p>なお、民間主催の国際会議の場合においても、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保が確実にできることを前提に、国際会議の規模、他の旅客への影響などを勘案して、送迎のための立入り者について個別に検討することとするので、事前に関係省庁に相談いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-